

住宅リフォーム資金助成事業



市民のみなさんが、市内に居住する自己所有の既存住宅を、市内の施工業者を利用して改修工事を行う場合に、その経費の一部を助成します。この事業は、住宅改善を促進するとともに、市民生活の向上と市内事業者の経済振興を図ることを目的としています。

問い合わせ・申請先▶建築住宅課 (☎ 82-1167)

1 助成対象者

- ①市民であり、市税の未納がないこと
- ②助成対象となる工事について、市で実施している他の助成等を受けていないこと

2 助成対象工事

- ①自己の居住する自己所有の既存住宅の改修工事
 - 1) 老朽化、災害等による住宅の修繕および補修のための工事（設備改修を含む）
 - 2) 住宅の様式替えのための工事
- ②市内に本店所在地を有する施工業者に依頼して行う工事
- ③助成金内示額決定前に着手していない工事
- ④申請受付期間内に交付申請を終え、かつ、翌年3月末までに完了見込みの工事

3 助成金の額

- ① 10万円以上 30万円未満の工事（消費税等を除く。以下同じ）…3万円
- ② 30万円以上 50万円未満の工事…5万円
- ③ 50万円以上 70万円未満の工事…7万円
- ④ 70万円以上の工事…10万円

4 申請受付期間

10月13日(火)～12月18日(金)
(土・日・祝日は除く)

5 申請方法

建築住宅課に備え付けの申請用紙に記入し、必要書類（リフォーム工事見積書の写し・リフォーム工事前の写真等）を添えて提出してください。申請用紙は、市ホームページからもダウンロードできます。

※詳しくはお問い合わせください。

11月2日から

小野田有帆郵便局で住民票等の証明書が受け取れます

取扱証明書

- ◎戸籍謄本、戸籍抄本または戸籍記載事項証明書
(当該戸籍に記載されている人に対するものに限る)
- ◎外国人登録記載事項証明書
- ◎住民票の写しおよび住民票記載事項証明書
(自己または自己と同一の世帯に属する人に対するものに限る)
- ◎戸籍の附票の写し
(当該戸籍に記載されている人に対するものに限る)
- ◎印鑑登録証明書
(当該印鑑登録証明書に記載されている人に対するものに限る)

※郵便局の窓口では本人確認をします。運転免許証、住民基本台帳カード等の顔写真付きの証明書は1点、健康保険証等の顔写真なしの証明書は2点を必ず持参してください。

小野田本山郵便局でも同様のサービスを行っています。

問い合わせ先 市民課 (☎ 82-1140)



▲ 小野田有帆郵便局
新有帆町7番1号



▲ 小野田本山郵便局
小野田523番地6